



誰かを傷つけていませんか？ インターネット上での誹謗中傷

➤ 相手が誰でも誹謗中傷はダメ！

インターネット上での、有名人に対する誹謗中傷（悪口や根拠のない嘘等と言って、他人を傷つけたりする行為）が大きな問題になっています。SNS やコメント欄では「相手が有名人だから何を言ってもいい」と考える人もいますが、実際にひどい言葉を投稿して、それが罪に問われたケースもあります。



➤ 軽い気持ちで悪口を書いただけでも…

インターネット上の誹謗中傷は次のような罪に問われたり、慰謝料を請求される可能性があります。

侮辱罪

侮辱罪は、相手を悪く言うことに関わる罪です。たとえば、SNS で「〇〇はバカだ」とか「〇〇は価値がない」と投稿することは、相手を傷つける言葉として侮辱罪になることがあります。また、「〇〇は〇〇みたいな人」といった抽象的な暴言も侮辱罪になることがあります。

名誉棄損罪

名誉棄損罪は、周りからの評判を悪くするようなことを相手がしていると言ったり広めたりすることに関わる罪です。たとえば、「〇〇は泥棒だ」とか「〇〇は嘘をついている」といったことを言うことがこれにあたります。相手が本当にしていることでも、相手の評判を傷つけるようなことを投稿すると、名誉棄損罪になることがあります。

慰謝料

誹謗中傷による精神的苦痛に対し、金銭の支払いを請求される場合があります。

インターネットでは何気なく書いた言葉でも、誰かを深く傷つけることがあります。冗談や感想のつもりで書いた内容が、相手にとってはとても辛いものになるかもしれません。画面の向こうにいる相手の気持ちは見えないため、つい強い言葉をつかってしまい、相手を嫌な気持ちにさせてしまうこともあります。画面の向こうにいる人も、自分と同じ感情をもった人間であることを忘れないようにしましょう。また、誹謗中傷のトラブルに巻き込まれたときはすぐに家族や先生に相談するようにしてください。

インターネット上での 誹謗中傷とそのリスク

インターネット上での誹謗中傷は、子どもが軽い気持ちで投稿した内容でも、大きな問題へと発展する可能性があります。SNSや動画サイトのコメント、口コミサイトなど、簡単に投稿できる場が増えている今こそ、誹謗中傷のリスクについて改めて考えてみましょう。

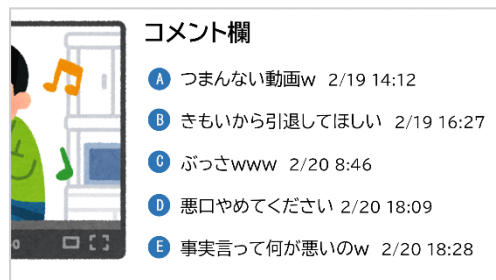
事実なら中傷して問題なし？

インターネット上での誹謗中傷が原因で、訴訟や重大なトラブルに発展する事例が増えています。子どもが投稿した内容が、知らないうちに他者を傷つけたり、法的問題を引き起こすこともあります。特に、芸能人やスポーツ選手などに向けた悪質なコメントが誹謗中傷と見なされ、法的措置を取られるケースも増加しています。「事実だから誹謗中傷ではない」や「悪口じゃなくて個人の意見だからOK」といった誤った認識から、軽い気持ちで投稿した内容が大きな問題を引き起こすことがあるのです。

誹謗中傷の法的リスク

インターネット上での誹謗中傷は名誉毀損罪や侮辱罪に問われるほか、民事上の責任として慰謝料を請求される可能性があります。例えば、事実に基づいた意見や批評であっても、相手が受ける精神的苦痛や社会的損害が大きい場合、名誉毀損罪として訴えられることがあります。また、「バカ」や「アホ」などの直接的な侮辱は侮辱罪として、刑事罰を受けることがあります。このような刑事罰以外に被害者から慰謝料を請求される場合もあります。

誹謗中傷を意図していなくても、何気なくSNSやコメント欄に書き込んだ内容が相手を傷つけることがあるため、発言には十分な注意が必要です。軽い気持ちからの発言でも、大きなリスクを伴うことから、オンラインでの言動でも発言内容には慎重かつ責任をもつことが求められます。



家庭での指導

インターネット上での誹謗中傷は、有名人だけでなく、身近な友達や一般の人にも同じように注意が必要です。子どもがインターネットを使い始める際にはインターネット上でも自身が発する言葉には責任が伴うことを教え、誹謗中傷が引き起こす法的リスクを理解させることが大切です。さらに、画面の向こう側にいる相手も生身の人間であり、同じように感情や痛みを感じることを伝え、何かを投稿する前に一度相手の立場になって考えることができるよう、子どもと一緒に考えてみてください。

